

京都府ふるさと応援府民協働推進事業実施要領

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 寄附対象団体（第4条－第10条）
- 第3章 寄附金の収受（第11条－第15条）
- 第4章 交付金の交付（第16条－第25条）
- 第5章 雜則（第26条－第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府ふるさと応援府民協働推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、京都を愛する人々から広くふるさと納税の制度による寄附金（以下「寄附金」という。）を募り、この取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、寄附金を活用し、府内における諸課題の解決に資する活動を行う非営利団体に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）に基づき、予算の範囲内において交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、府内における諸課題の解決に資する活動を支援するとともに、府民、非営利団体、行政等多様な主体が各自の特性や役割を活かしながら、対等な立場で協力し合う協働を推進することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要領において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。
- 2 この要領において「認定特定非営利活動法人」とは、法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。
- 3 この要領において「特例認定特定非営利活動法人」とは、法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。
- 4 この要領において「ふるさと納税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県等に対する寄附金（以下「個人版ふるさと納税」という。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の2第1項、地方税法附則第8条の2の2第1項及び第9条の2の2第1項に規定する特定寄附金（以下「企業版ふるさと納税」という。）をいう。
- 5 この要領において「寄附対象団体」とは、本事業における支援対象として、府が登録し

た団体をいう。

6 この要領において「団体指定寄附」とは、寄附者が、寄附対象団体を指定して行う寄附をいう。

7 この要領において「団体未指定寄附」とは、寄附者が、寄附対象団体を指定せず、府が実施する諸課題の解決に資する事業に対して行う寄附をいう。

第2章 寄附対象団体

(寄附対象団体の要件)

第4条 寄附対象団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 次のいずれかに該当する団体

- ア 認定特定非営利活動法人
- イ 特例認定特定非営利活動法人
- ウ 府内の地方公共団体から中間支援業務（法第2条別表第19号に掲げる活動に該当する活動をいう。）を通年にわたり受託し、その業務を3年以上実施している特定非営利活動法人

(2) 次のいずれにも該当する団体

- ア 府内に事務所を有すること。
- イ アに規定する事務所において、週20時間以上勤務する有給職員を1名以上雇用していること。
- ウ 府内において、過去1年以上にわたる活動実績及び今後の継続的な活動の見込みがあること。
- エ 直近の2事業年度の活動計算書における経常収益及び経常費用の平均額がそれぞれ500万円以上であること。
- オ 法第29条の規定により、事業報告書等を遅滞なく所轄庁へ提出していること。
- カ 直近の2事業年度の事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が、法第45条第1項第2号に掲げる基準に適合すること。
- キ 次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行う団体
- (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行う団体
- (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、寄附対象団体とすることが不適当であると認められる団体

2 前項の規定に関わらず、府は、特に必要と認める特定非営利活動法人を、寄附対象団体とすることができます。

(欠格事由)

第5条 前条の規定に関わらず、法第47条各号のいずれかに該当する団体は、寄附対象団体とすることができない。

(寄附対象団体の登録)

第6条 寄附対象団体の登録を希望する団体は、京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附対象団体登録申請書兼誓約書（様式第1号）により、府に申請するものとする。

2 府は、前項の規定による申請があったときは、前2条に規定する要件により、申請内容について審査し、その結果を当該団体に通知する。

(寄附対象団体の登録期間及びその更新)

第7条 寄附対象団体の登録期間は、前条第2項の規定による通知日から、その通知日が属する年度の翌々年度末までとする。

2 前項の登録期間を超えて、登録の継続を希望する寄附対象団体は、登録期間が満了する前に、登録の更新を府に申請しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

4 更新後の登録期間は、更新前の登録期間が満了する日の翌日から、その更新日が属する年度の翌々年度末までとする。

(寄附対象団体の公表)

第8条 府は、寄附対象団体に登録した団体について、その旨を府のホームページ等で公表する。

(寄附対象団体の責務)

第9条 寄附対象団体は、ふるさと納税の制度及び本事業の趣旨を十分に理解した上で、本事業の実施に当たり、寄附者等に対して、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(寄附対象団体の登録の取消し)

第10条 府は、寄附対象団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、寄附対象団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 寄附対象団体から、京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附対象団体登録辞退届出書（様式第2号）により、府に寄附対象団体の登録辞退の届出があったとき。
- (2) 寄附対象団体が解散したとき。
- (3) 第4条の規定による要件を欠くこと又は第5条の規定による欠格事由に該当することが認められたとき。

- (4) 違法な行為又はそれに準じる行為が認められたとき。
- (5) その他寄附対象団体としてふさわしくない行為が認められたとき。

第3章 寄附金の收受

(寄附金の受領)

- 第11条 府は、団体指定寄附及び団体未指定寄附により、寄附金を受領する。
- 2 府が受領する個人版ふるさと納税の1回当たりの額は、2,000円以上とする。
 - 3 府は、寄附の目的が公序良俗に反する場合には、当該寄附金の受領を拒否することができる。
 - 4 府は、前項の規定により寄附金の受領を拒否したときは、その決定の理由及び経過を記録するものとする。

(寄附金受領証明書の発行)

- 第12条 府は、寄附者に対し、寄附金控除のために必要となる寄附金受領証明書を発行する。

(寄附者の個人情報の提供)

- 第13条 府は、寄附者が同意した場合に限り、寄附者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を寄附対象団体に提供することができる。

(基金への積立て)

- 第14条 府は、寄附金を、京都府府民の力応援基金条例（平成21年京都府条例第10号）第1条に規定する京都府府民の力応援基金（以下「基金」という。）に積み立てる。

(基金に積み立てた寄附金の取扱い)

- 第15条 基金に積み立てた寄附金は、寄附対象団体に対する交付金、府が実施する諸課題の解決に資する事業に係る経費及び本事業に係る事務費等に活用する。
- 2 基金に積み立てた寄附金に係る利子は、府に帰属するものとする。

第4章 交付金の交付

(交付上限額)

- 第16条 府は、団体指定寄附による個人版ふるさと納税について、寄附対象団体ごとに集計し、それぞれの合計額から、その100分の20を府の事務費等として控除した額を、交付金の交付上限額とする。ただし、合計額が3,000万円を超える場合には、合計額から3,000万円を減じた金額について、その100分の15を府の事務費等として控除する。

- 2 団体指定寄附による企業版ふるさと納税に係る交付金の交付上限額については、別に定める。
- 3 府は、前2項の規定により算定した交付上限額を当該寄附対象団体に通知する。

(交付申請)

第17条 寄附対象団体は、次の各号に掲げる書類により、府に交付金の交付申請をするものとする。

- (1) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業交付申請書（様式第3号）
 - (2) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業計画書（様式第3号の2）
 - (3) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業収支予算書（様式第3号の3）
 - (4) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業口座振替依頼書（様式第3号の4）
- 2 寄附対象団体は、交付金の交付申請に当たり、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額に交付対象経費に占める交付金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
 - 3 寄附対象団体は、前条第3項の規定により通知された交付上限額の範囲内において、交付金の交付申請をすることができる。

(事前着手)

第18条 寄附対象団体は、交付金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）には、交付金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る交付金の交付申請をした日から交付決定前に当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、別に定める事前着手届を府に提出したときは、この限りでない。

(交付対象経費及び交付決定)

第19条 交付金の交付対象となる経費は、第17条第1項の規定による交付申請をする日が属する年度に係る経費とし、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法第2条第1項に規定する特定非営利活動に該当する事業に係る必要経費であること。
 - (2) 寄附対象団体が自主的、自発的に行う事業に係る必要経費であること。
 - (3) 府内における諸課題の解決に資する事業に係る必要経費を含むこと。
- 2 府は、寄附対象団体から第17条第1項の規定による交付申請があったときは、同条第

2項、第3項、前条及び前項に規定する要件により、申請内容について審査し、交付又は不交付の決定を行い、その旨を通知する。

(交付決定事業の遂行状況)

第20条 寄附対象団体は、前条第2項の規定による交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の遂行状況について、府が報告を求めたときは、直ちに応じなければならない。

2 府は、必要があると認めるときは、交付決定事業の遂行状況に関する現地調査を実施することができる。

(交付決定事業の変更)

第21条 交付決定事業を変更しようとする寄附対象団体は、事前に次の各号に掲げる書類により、府に申請し、その承認を受けなければならぬ。ただし、交付決定を受けた内容と変更がない書類については、提出を省略することができる。

- (1) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業変更計画書（様式第4号の2）
- (3) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業変更収支予算書（様式第4号の3）

(交付決定事業の中止又は廃止)

第22条 交付決定事業を中止又は廃止しようとする寄附対象団体は、事前に京都府ふるさと応援府民協働推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により、府に申請し、その承認を受けなければならぬ。

(交付決定の取消し)

第23条 府は、寄附対象団体が次のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定事業を実施していないことが認められたとき。
- (2) 違法な行為又はそれに準じる行為が認められたとき。
- (3) その他寄附対象団体としてふさわしくない行為が認められたとき。

(実績報告)

第24条 寄附対象団体は、次の各号に掲げる書類により、交付決定事業の成果等の実績を、府に報告しなければならない。

- (1) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業報告書（様式第6号の2）
- (3) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業収支決算書（様式第6号の3）

2 寄附対象団体は、前項の実績報告に当たり、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その額を減額して報告しなければならない。

(交付金の交付)

第 25 条 府は、前条の規定による実績の報告があった場合には、内容について審査し、適正と認める場合に限り、交付金を交付する。

第 5 章 雜則

(団体指定寄附による寄附金の管理期間)

第 26 条 団体指定寄附による寄附金のうち、寄附金を受領した日の属する年度の翌年度から 3 箇年度を超えて未交付の寄附金については、団体未指定寄附による寄附金として取り扱うものとする。ただし、寄附対象団体があらかじめ府と協議し、府が必要と認めるときは、この限りでない。

(寄附対象団体の登録の辞退又は登録期間が満了したときの特例及び寄附金の取扱い)

第 27 条 第 10 条第 1 号の規定により寄附対象団体の登録を辞退した団体又は第 7 条の規定による寄附対象団体の登録期間が満了した団体（以下「終了団体」という。）は、辞退又は登録期間が満了した日の属する年度の翌年度まで、交付金の交付申請をすることができる。

- 2 第 4 章、次条及び第 29 条の規定は、前項の規定による交付申請について準用する。
- 3 終了団体を指定した寄附金のうち、前項の手続後も未交付の寄附金については、団体未指定寄附による寄附金として取り扱うものとする。

(寄附対象団体の登録の取消し及び交付決定の取消時の寄附金の取扱い)

第 28 条 第 10 条第 2 号から第 5 号の規定により寄附対象団体の登録を取り消された団体を指定した寄附金及び第 23 条第 2 号又は第 3 号の規定により交付決定を取り消された寄附対象団体を指定した寄附金については、団体未指定寄附による寄附金として取り扱うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第 29 条 寄附対象団体は、交付金の交付決定後に交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、京都府ふるさと応援府民協働推進事業に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 7 号）により、府に報告しなければならない。

- 2 府は、前項の報告があり、既に交付金を交付している場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 前項の規定により返還された交付金については、当該寄附対象団体を指定した寄附金として取り扱うものとする。ただし、第16条第1項及び第2項の規定による交付上限額の算定においては、府の事務費等の控除の対象外として取り扱うものとする。

(個人情報の保護)

第30条 寄附対象団体は、本事業を実施する上で知り得た個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用してはならず、本事業終了後においても、第三者等に当該個人情報を洩らしてはならない。

(書類の保管)

第31条 寄附対象団体及び終了団体は、交付金に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、交付決定事業の完了日が属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(意見聴取)

第32条 府は、本事業の実施に当たり、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等に意見を求めることができる。

(その他)

第33条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、府が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

京都府知事 様

京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附対象団体登録申請書兼誓約書

京都府ふるさと応援府民協働推進事業（以下「本事業」という。）における寄附対象団体としての登録を希望しますので、京都府ふるさと応援府民協働推進事業実施要領（以下「本実施要領」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

また、本実施要領のほか、法令等を遵守するとともに、本事業を行う上で知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用せず、本事業終了後においても、第三者等に当該個人情報を洩らさないことを誓約します。

記

1 団体名（法人格も記載）	
2 主たる事務所の所在地	〒
3 府内に有する事務所の所在地（2と同じ場合は、「同上」と記載）	〒
4 書類送付先住所（3と同じ場合は、「同上」と記載）	〒
5 代表者役職・氏名（ふりがな）	
6 団体HP等（URL）	
7 担当者氏名（ふりがな）	
8 担当者電話番号	
9 担当者メールアドレス	
10 府内に有する事務所において、週20時間以上勤務する有給職員数	名

11 過去1年以上にわたる府内における活動実績（200字以内）

12 府内における今後の継続的な活動の見込み（200字以内）

13 直近の2事業年度の活動計算書における経常収益及び経常費用の平均額（小数点以下切捨て）

経常収益の平均額	円	経常費用の平均額	円
----------	---	----------	---

14 府内の地方公共団体からの委託事業の実績（地方公共団体名、実施年度、事業名、内容）又は協働実績

※本実施要領第4条第1項第1号ウの要件により申請する場合は必須

15 直近の2事業年度における事業活動のうち、共益的な活動（以下(1)～(4)）の占める割合（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第45条第1項第2号）

直近2事業年度

すべての事業活動に係る金額等	・・・・・	(1)	円
----------------	-------	-----	---

①のうち(1)～(4)に係る金額等	・・・・・	(2)	円
-------------------	-------	-----	---

(1)	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	円
	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	円
	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	円
	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	円
合計 (a+b+c+d+e)			円

→②へ

基準となる割合 (②÷①)	・・・・・	(3)	%
---------------	-------	-----	---

16 以下の事項に該当する場合は、選択□してください。

- 法第29条の規定により、事業報告書等を遅滞なく所轄庁へ提出している。
- 次のいずれにも該当しない。
 - ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行う団体
 - ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行う団体
 - ・特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体
- 欠格事由（法第47条各号）のいずれにも該当しない。

※団体の広報物等、活動に関する参考資料がある場合には添付すること。

様式第2号（第10条関係）

年　月　日

京都府知事 様

京都府ふるさと応援府民協働推進事業寄附対象団体登録辞退届出書

団体名		
府内に有する事務所の所在地		〒
代表者	役職	
	ふりがな	
	氏名	

当団体は、 年 月 日付けで寄附対象団体に登録されましたが、京都府ふるさと応援府民協働推進事業実施要領第10条第1号の規定により、下記のとおり辞退することを届け出ます。

記

登録辞退の理由	
---------	--

様式第3号（第17条関係）

年月日

京都府知事様

京都府ふるさと応援府民協働推進事業交付申請書

団体名	
府内に有する事務所の所在地	〒
代表者	役職
	ふりがな
	氏名
担当者	ふりがな
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

京都府ふるさと応援府民協働推進事業実施要領第17条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり交付を申請します。

なお、この申請書及び関係書類に記載している内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

記

1 交付申請額 金 円
(交付上限額 金 円)

2 添付書類

- (1) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業計画書（様式第3号の2）
- (2) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業収支予算書（様式第3号の3）
- (3) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業口座振替依頼書（様式第3号の4）

様式第3号の2（第17条関係）

京都府ふるさと応援府民協働推進事業計画書

事業名	
実施期間	
事業目的	
事業内容 ※対象者、人数、 対象地域、実施方法 等を具体的に記載	
事業実施により期待 される成果や効果	

※事業が複数ある場合は、事業ごとに作成するなど、事業の内訳が分かるように記載すること。

※事業に関する資料がある場合は添付すること。

様式第3号の3（第17条関係）

京都府ふるさと応援府民協働推進事業収支予算書

【収入】

項目	予算額（円）	内訳等
収入 計	0	

【支出】

項目	予算額（円）	内訳等
支出 計	0	

※項目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費等の経理上の項目名で記載すること。

様式第3号の4（第17条関係）

年 月 日

京都府知事 様

京都府ふるさと応援府民協働推進事業口座振替依頼書

団体名	
府内に有する事務所の所在地	〒
代表者	役職
	ふりがな
	氏名

京都府ふるさと応援府民協働推進事業の交付金については、以下の口座に振り込んでください。

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)

※口座情報に誤りがあると振込不能となりますので、十分に確認の上、記載してください。
 ※ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関からの振込の際に利用する「店名・預金種目・口座番号」を記載してください。

委任状

口座名義人が団体代表者と異なる場合等は必ず記載してください。

年 月 日

委任者（申請団体）

団体名：

代表者職名：

氏名：

印

京都府ふるさと応援府民協働推進事業の交付金受領に関する権限を以下の者に委任します。

受任者（口座名義人）

住所：

氏名：

様式第4号（第21条関係）

年月日

京都府知事様

京都府ふるさと応援府民協働推進事業変更承認申請書

団体名	
府内に有する事務所の所在地	〒
代表者	役職
	ふりがな
	氏名

年月日付けで交付決定を受けた事業について、申請内容を変更したいので、京都府ふるさと応援府民協働推進事業実施要領第21条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 変更交付申請額

- | | | |
|---------|---|---|
| (1) 変更前 | 金 | 円 |
| (2) 変更後 | 金 | 円 |

3 添付書類

- | | |
|---------------------------------------|------------------------|
| (1) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業変更計画書（様式第4号の2） | ※（□ 交付決定の内容と変更がないため省略） |
| (2) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業変更収支予算書（様式第4号の3） | ※（□ 交付決定の内容と変更がないため省略） |

※交付決定を受けた内容と変更がなく、書類の提出を省略する場合はチェックボックスにチェックを入れること。

様式第4号の2（第21条関係）

京都府ふるさと応援府民協働推進事業変更計画書

事業名	
実施期間	
事業目的	
事業内容 ※対象者、人数、 対象地域、実施方法 等を具体的に記載	
事業実施により期待 される成果や効果	

※事業が複数ある場合は、事業ごとに作成するなど、事業の内訳が分かるように記載すること。

※変更する事業に関する資料がある場合は添付すること。

※変更した内容が分かるように記載すること。

様式第4号の3（第21条関係）

京都府ふるさと応援府民協働推進事業変更収支予算書

【収入】

項目	変更前予算額（円）	変更後予算額（円）	内訳等
収入 計	0	0	

【支出】

項目	変更前予算額（円）	変更後予算額（円）	内訳等
支出 計	0	0	

※項目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費等の経理上の項目名で記載すること。

※内訳欄に変更した内容が分かるように記載すること。

様式第5号（第22条関係）

年　月　日

京都府知事 様

京都府ふるさと応援府民協働推進事業中止（廃止）承認申請書

団体名		
府内に有する 事務所の所在地		〒
代表者	役職	
	ふりがな	
	氏名	

年　月　日付けで交付決定を受けた事業について、中止（廃止）したいので、京都府ふるさと応援府民協働推進事業実施要領第22条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由	
2 中止（廃止）の時期	年　月

様式第6号（第24条関係）

年　月　日

京都府知事 様

京都府ふるさと応援府民協働推進事業実績報告書

団体名	
府内に有する事務所の所在地	〒
代表者	役職 ふりがな 氏名
担当者	ふりがな 氏名
	電話番号 メールアドレス

年　月　日付けで交付決定を受けた事業について、京都府ふるさと応援府民協働推進事業実施要領第24条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

なお、この報告書及び関係書類に記載している内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類

- (1) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業報告書（様式第6号の2）
- (2) 京都府ふるさと応援府民協働推進事業収支決算書（様式第6号の3）

（京都府使用欄）※記載しないでください。

交付金決定額	A	円
交付金確定額	B	円
交付済交付金額	C	円
精算払額	B - C	円

様式第6号の2（第24条関係）

京都府ふるさと応援府民協働推進事業報告書

事業名	
実施期間	
事業内容 ※対象者、人数、 対象地域、実施方法 等を具体的に記載	
実施事業の成果や 効果 ※見込みを含む	

※実施事業が複数ある場合は、事業ごとに作成するなど、事業の内訳が分かるように記載すること。

※実施事業に関する資料がある場合は添付すること。

※提出期限までに成果や効果を示すことが困難な場合は、その見込みを記載すること。

様式第6号の3（第24条関係）

京都府ふるさと応援府民協働推進事業収支決算書

【収入】

項目	決算額（円）	内訳等
収入 計	0	

【支出】

項目	決算額（円）	内訳等
支出 計	0	

※項目は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費等の経理上の項目名で記載すること。

様式第7号（第29条関係）

年　月　日

京都府知事様

京都府ふるさと応援府民協働推進事業に係る消費税及び地方消費税の額
の確定に伴う報告書

団体名	
府内に有する事務所の所在地	〒
代表者	役職
	ふりがな
	氏名

年度に交付決定を受けた上記事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、確定しましたので、京都府ふるさと応援府民協働推進事業実施要領第29条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金額（府が確定通知書により通知した額）
金　　円
- 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金　　円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額
金　　円
- 4 交付金返還相当額（3 - 2）
金　　円

※ 別紙として、積算の内訳書を添付してください。